

韓国向け輸出ペットフードについて

最終更新日：令和7年12月23日

1. 概要

令和7年1月、韓国政府は新たなペットフードの輸入衛生条件を制定し、令和7年12月に改正しました。その中で、令和10年1月1日以後、韓国向けに動物由来原料を含む犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードを輸出する製造施設は輸出国政府による登録及び韓国政府への通知並びに韓国政府による承認が必要とされました。

このため、輸出を希望する製造施設は以下を最後までご一読の上、手続きをお願いいたします。

2. 対象となる製品及び施設

動物由来原料(※1)を含む犬、猫、ハムスター、フェレット用のペットフードを製造する日本国内の製造施設対象になるかは「[韓国向けペットフード輸入衛生条件の対象確認用フローチャート](#)」でご確認ください。

なお、滅菌処理された製品(※2)、殺菌処理された乳製品(※3)、皮革・皮・骨由来のゼラチン及びコラーゲン、脱毛後、酸処理した原皮及びタンパク質・脂肪を含まない第二リン酸カルシウムのみで製造された飼料、香味料として添加された脂肪のみで製造された飼料は対象外となります。

ご不明な点があれば事業者自ら韓国政府にご確認いただく場合もございますので、予めご了承ください。

(※1)動物由来原料(魚介類は含みません)

- 1 全ての哺乳類(鯨類を除く)及び鳥類由来の加工又は殺菌処理されていない
肉、骨、皮、毛、羽毛、角、蹄、腱、内臓、卵、脂肪、血液、血粉、脳、骨髄、肥料、エキス、
肉骨粉及び羽毛粉
- 2 ハム、ソーセージ、ベーコン等の未殺菌の加工肉製品
- 3 卵白、卵粉等の加工卵製品
- 4 生乳、低温殺菌処理されていない乳製品

(※2)滅菌処理された製品

湿熱(121°Cで15~20分、又は115°Cで35分)、乾熱(160~170°Cで1~2時間)、又はそれと同等以上の効果を有する方法で処理し、家畜伝染病病原体が死滅し、再汚染されないよう措置された状態で、常温保管・流通が可能なよう製造されたもの。

(※3)殺菌処理された乳製品

世界動物保健機関(WOAH)が認めた口蹄疫清浄国はUHT(132°C1秒以上)、LT LT(63~65°C30分以上)又はHTST(72°C15秒以上)処理、非清浄国はUHT(132°C1秒以上)又はHTST(72°C15秒以上)2回処理によって病原体の栄養細胞を死滅させた乳製品。

●家畜の疾病が発生した際にペットフードの輸出ができなくなる可能性があります
で、輸出を希望するペットフードがペットフードの輸入衛生条件の別紙に記載されて
いる加熱条件を満たすことをお勧めします。加熱条件は以下をご確認ください。

●ペット飼料輸入衛生条件[施行 2025.2.7.][農林畜産食品部告示第 2025-124 号、
2025.12.12.、一部改正]
<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulId=91689&efYd=0>

3. 手続の流れや申請書類等

承認申請手続の流れは以下のとおりです。

(1) 農林水産省への申請

令和 10 年 1 月 1 日以降、輸出を希望する製造施設は申請書類の作成(場合によっては現地調査の実施)等において、相当時間を要するため、できるだけ早く消費・安全局動物衛生課(eq@maff.go.jp)まで連絡ください。なお、以下の申請書類を Word ファイル(添付書類等はその他の形式も可)にて提出いただくことが必要となります。(内容確認後に署名等した申請書類を改めて提出いただきます。)

申請書類作成前に、「[韓国向けペットフード申請書類の注意点](#)」をご確認ください。

なお、以下の条件(ア～ウ)を満たす製造施設に限り、以下の「③書類審査による承認のための追加提出書類」もご提出いただくことで韓国政府は書類審査のみ(※)で輸出を認めることですので、該当する製造施設の場合、申請書類を提出いただくようお願いします

(※)韓国政府の判断に基づき、韓国政府による現地調査を受ける可能性はあり、その場合、要する費用等は原則事業者負担となります。(詳細は下記参考2の第 12 条を参照ください。)

- ア 令和6年1月 13 日から令和7年1月 14 日までの間に韓国へ犬・猫・ハムスター・フェレット用ペットフードを輸出していた。
- イ 上記ペットフードは韓国における輸入検査時に不合格になっていない。
- ウ 上記ペットフードを引き続き韓国に輸出を予定。

申請書類名	URL
① 申請書	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=219963
② 製造施設チェックリスト	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=219964
③ 書類審査による承認のための追加提出書類	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/downloadSxzlWebAction.do?id=219965
(参考1)「ペットフード製造施設」海外事業所承認申請の手引き	https://www.qia.go.kr/livestock/qua/viewSxzlWebAction.do?id=215129
(参考2)海外畜産物作業場及び検疫施設管理要領[施行 2025. 7.]	https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulId=2054746&efYd=0#AJAX [別表 3] 海外事業場検査表及び判断基準(第 6 条関連) https://www.law.go.kr/fDownload.do?fSeq=155219333&fNm=%5B%EB%B3%84%ED

29.] [農林畜産 検疫本部例規第 227号、2025.7. 29.、一部改正]	%91%9C+3%5D+%ED%95%B4%EC%99%B8%EC%9E%91%EC%97%85%EC%9E%A5+%EC%A0%90%EA%B2%80%ED%91%9C+%EB%B0%8F+%ED%8C%90%EC%A0%95%EA%B8%B0%EC%A4%80+%28%EC%A0%9C6%EC%A1%B0+%EA%B4%80%EB%A0%A8%29&byIClsCd=200 201
--	---

(2) 農林水産省による検査及び登録

申請書類の審査の結果、輸入衛生条件に適合すると認定するときは、農林水産省の韓国向け輸出登録施設に登録します。

なお、書類審査に際して、製造施設に農林水産省による現地調査を行う場合があります。

また、登録を受けた後に現地調査を行う場合もあります。

(3) 韓国政府への通知及び承認

農林水産省から韓国政府に登録した製造施設を通知します。

韓国政府による申請書類の審査や製造施設の現地調査(※)の結果、基準に適合すると認められれば、韓国政府から通知があります。

(※)韓国政府による承認を受けるためには韓国政府による現地調査を受ける可能性があり、その場合、要する費用等は原則事業者負担となります。(詳細は下記リンクの第12条を参照ください。)

- 海外畜産物作業場及び検疫施設管理要領[施行 2025.7.29.] [農林畜産検疫本部例規第227号、2025.7.29.、一部改正]

<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulId=2054746&efYd=0#AJAX>

4. 登録後に必要な対応

- 輸出施設として登録された後も輸出を継続するためには、韓国政府が求める輸入衛生条件を満たし続ける必要があります。
- 製造施設の名称や住所等に変更が生じる場合、その変更が生じる前に韓国政府に承認変更申請を行う必要がありますので、消費・安全局動物衛生課に相談してください。
- 変更内容によっては輸出登録施設リストから取り下げたり、輸出を一時保留したりする可能性があります。
- 承認変更に係る手続の詳細は追って本ページに掲載予定です。

[連絡先]

消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室
代表: 03-3502-8111 (内線 4584)
ダイヤルイン: 03-3502-8295